

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金の 事務手続きについて

1. 事業計画書等提出

※「鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金実施要領」により手続きを行ってください。

2. 補助金交付対象事業者へ審査結果通知到着

※随時、審査書類及び必要に応じてヒアリングによる審査会を行い、対象事業を決定します。

3. 交付申請提出 (原則として審査結果の通知日から14日以内)

※交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

5. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

6. 進捗状況報告提出 (各年度の翌年度の4月20日まで)

※事業完了まで複数年度にわたる場合、中途の年度においては、進捗状況報告書の提出により、年度ごとの支払額を算出し、補助金を交付します。

7. 事業完了

※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日のいずれか遅い日

8. 実績報告書提出 (完了・廃止等から20日以内と当該年度の4月20日のいずれか早い日)

※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

※提出いただいた実績報告書を審査し、額の確定を行います。

資料提出・問い合わせ先 交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話: 0857-26-7128 ファクシミリ: 0857-26-8196
電子メール: jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp